

| | | | | |
|---|------------------------------------|--------------------|---|---------|
|  | 号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可 | 定価1部2円 | 要求なくして実現なし！物価高騰を上回る賃金・手当改善に向けて、みんなで取り組もう！ | |
| | | 発行所 | | No.2729 |
| | | 盛岡市内丸10番1号 | | 2025年 |
| | | 岩手県庁内 岩手県職員労働組合 | | 8月7日 |

2025 国人勸

国家公務員 月例給3.62% 一時金0.05月 引上げ改定

比較企業規模 今年度から 50人 ⇒ 100人以上
通勤手当 来年度から 駐車料金支給 (上限5,000円)

人事院は8月7日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与に関し、月例給は3.62%、一時金は0.05月の引上げを勧告した。初任給をはじめ、30歳台後半までに重点を置きつつ、全体的な引上げとなった。民間給与実態調査における比較企業規模の調査は50人以上を対象として実施されたが、国の有識者会議の提言等も背景に、公務員連絡会の中央交渉において比較企業規模の原則的な考え方や合理的な根拠等を厳しく追及した結果、100人以上の企業を抽出したデータに基づいて勧告が行われた。

私たち県職員の給与は、これからの県人勧闘争及び確定闘争により決まる。賃上げ及び働きやすい職場環境の実現に向け、取り組みを強化しよう。

給与勧告の骨子

- 1 月例給：公民較差(15,014円 3.62%)をもとに給料表をプラス改定(平均改定率3.3%)
 初任給(大卒：12,000円 5.5%、高卒：12,300円 6.5%)をはじめ、30歳台後半までに重点を置きつつ、給料表全体を引上げ。⇒本年4月にさかのぼって実施
- 2 一時金：公民較差に基づき0.05月の引上げ(期末手当・勤勉手当に均等配分)

| 年度 | | 一般職員・会計年度任用職員 | | 再任用職員 | |
|--------|------|---------------|-----------------|-------------|-----------------|
| | | 6月期 | 12月期 | 6月期 | 12月期 |
| 2025 | 期末手当 | 1.25月(支給済み) | 1.275月(+0.025月) | 0.70月(支給済み) | 0.725月(+0.025月) |
| | 勤勉手当 | 1.05月(支給済み) | 1.075月(+0.025月) | 0.50月(支給済み) | 0.525月(+0.025月) |
| | 合計 | 2.30月 | 2.35月 | 1.20月 | 1.25月 |
| | | 4.65月 | | 2.45月 | |
| 2026以降 | 期末手当 | 1.2625月 | 1.2625月 | 0.7125月 | 0.7125月 |
| | 勤勉手当 | 1.0625月 | 1.0625月 | 0.5125月 | 0.5125月 |
| | 合計 | 2.325月 | 2.325月 | 1.225月 | 1.225月 |
| | | 4.65月 | | 2.45月 | |

3 通勤手当【②は2025年4月遡及実施、①・③は2026年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円) ※ 本県は独自で90km以上までの区分あり

(裏面に続く)

3 通勤手当（続き）【②は2025年4月遡及実施、①・③は2026年4月実施】

② 現行の「60 km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ ⇒本年4月にさかのぼって実施

③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

4 特勤手当【2025年4月遡及実施】

著しく不便な地に所在する官署（特勤官署等）に勤務する職員に支給される特勤手当等と他の手当との減額調整を廃止し、特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加 ⇒本年4月にさかのぼって実施

5 在級期間表の廃止【2026年4月実施】

職務・職責に応じた給与制度の推進のため、在級期間制度を廃止

2025 人事院勧告にかかる自治労岩手県本部声明

人事院は8月7日、月例給15,014円（3.62%）、一時金0.05月の引上げを勧告し、大卒・高卒初任給の引上げや全号俸で2.7%以上の改善がなされた。月例給・一時金の引上げは4年連続で、改定率3%超は1991年以来。これは2025春闘における民間労組の交渉成果を反映した内容であり、組合員の期待に応えるものといえる。

自治労・公務員連絡会は、全世代の賃上げを求めて計64万筆超の署名を集め、中高年層における9,500円以上の改善や、通勤手当の見直しなどの成果を勝ち取った。一方、再任用職員の一時金見直しは実現せず、引き続きの課題となっている。

また、人事行政諮問会議の提言を踏まえ、比較企業規模を100人以上に戻すことや、国家公務員の本府省職員については東京23区1,000人以上の企業との対応による較差算出、本府省業務調整手当の拡充、在級期間制度の廃止などが示された。比較企業規模の見直しは是正措置といえるが、人事院勧告制度の根幹に関わる事項であり、客観的・合理的な根拠が求められる。加えて、報告では「職務・職責に見合った給与体系が重要」と言及され、今後の制度改革が地方公務員にも影響を及ぼす可能性があり、注視が必要である。特に在級期間の廃止に伴う現場の混乱を防ぐため、自治体の独自性確保にむけた対応が求められる。

衆参で与党過半数割れとなる中、政治情勢は不透明だが、自治労は政府に給与法の早期閣議決定を求め、国による不当な介入を許さない姿勢を強める。単組は国の動向に左右されず、会計年度任用職員を含むすべての職員の遡及改定と年内差額支給にむけ、主体的な交渉・協議を進めなければならない。

2025賃金確定闘争は、2026春闘への賃上げの流れをつなぐ重要な闘いであり、継続的な賃上げは社会的要請でもある。人勧完全実施を曖昧にする当局の姿勢は許されず、賃上げの「巡航速度」を緩めることのないよう、単組の奮闘が求められる。

自治労岩手県本部は「賃金・労働条件は労使交渉で決定する」という原則を徹底し、県人事委員会闘争、2025確定闘争、現業・公企統一闘争の前進にむけ、組織の総力をあげて取り組んでいく。

2025年8月7日

自治労岩手県本部 執行委員長 及川 隆浩

2025 人事院勧告に係る詳細資料は、各支部書記局に備え付けています。

閲覧を希望される方は、各支部書記局にお問い合わせください。

人事院の公表資料は、下記のホームページに掲載されています。

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html>

